

建築基準法施行令の改正に伴う積雪荷重の見直しについて

平成13年1月12日
(平成17年3月28日一部改正)
鳥取県土木部建築課
(鳥取県生活環境部景観まちづくり課)

鳥取県では、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、建築物の設計の際積雪量及び積雪荷重を下記のとおり規則（鳥取県建築基準法施行細則）で定め、平成13年1月12日から施行しました。

各敷地の標高については、国土地理院発行の1/25,000の地図（東部、中部、西部総合事務所生活環境局建築住宅課に置いてあります。）により算出してください。

なお、鳥取市及び米子市については、それぞれ両市で定められることとなっています。

記

- 1 多雪区域（雪が多く降り積もるために雪の単位荷重が重くなる区域）を、3で求められる垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。
- 2 多雪区域の積雪の単位荷重を、積雪量1センチメートル毎に1平方メートルにつき30ニュートン以上（多雪区域でないところでは20ニュートン）とする。
- 3 垂直積雪量は、次の表（あ）欄の区域に応じ（い）欄の数値に、敷地の中心の標高（単位メートル）に同表の（う）欄の数値を乗じた値を加えた値とし、その値が2.5を超える場合は2.5とする。

(あ) 区域の区分	(い) 基準積雪量 (メートル)	(う) 標高に乗ずる 数値	具体の算定式
岩美町、若桜町	1.2	0.0036	$d=1.2+0.0036 \times \text{標高(m)}$
八頭町、智頭町	1.0	0.0036	$d=1.0+0.0036 \times \text{標高(m)}$
東伯郡	0.8	0.0036	$d=0.8+0.0036 \times \text{標高(m)}$
境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町	0.6	0.0036	$d=0.6+0.0036 \times \text{標高(m)}$
日南町、日野町	0.3	0.0036	$d=0.3+0.0036 \times \text{標高(m)}$

※鳥取市、米子市及び倉吉市については、別途各市の規則で定められています。

基準の考え方

過去の指導値及び最近の積雪量を勘案し、県下を5地区に区分し区域ごとにベースとなる積雪量に標高による補正（標高に告示式の定数 α を乗じたものを加える。）を行い求めることとする。

なお、2.5mを超える場合は、建物に最大積雪量が2.5mであること明示し、2.5m以上の積雪時には雪下ろしをすべき旨の表示等を条件に2.5mとする。

$$d \text{ (積雪量)} = \alpha \times ls + \gamma s$$

$$\alpha : 0.0036$$

（標高に乗ずる定数で国土交通省告示の定数を採用。）

ls : 敷地の標高（単位メートル）

γs : 定数（各区域での標高0mの基準の積雪量）